

令和6年3月1日

「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和6年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置の実施及びインフレスライド条項の運用について

国は、令和5年度に実施した公共事業労務費調査及び設計業務委託等給与実態調査に基づき、「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）及び「令和6年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）を決定・公表し、東京都において、公共工事設計労務単価は全職種単純平均で対前年度比約5.7%の上昇となりました。

また、国では、技能労働者への適切な賃金水準が確保されるよう、令和6年3月1日以降に契約を締結する工事又は設計委託等のうち、旧労務単価又は旧技術者単価を用いて予定価格を積算した工事又は設計委託等について、新労務単価に基づく契約に変更するための協議を、旧技術者単価を用いて予定価格を設定した設計委託等については新技術者単価に基づく契約に変更するための協議を、それぞれ受注者が請求できるよう特例措置を定めるとともに、一定の既契約の工事については、インフレスライド条項を適用して新労務単価を反映することとし、各自治体に対しても適切に対応するよう要請しています。

目黒区では、こうした国の要請を踏まえ、別紙のとおり新労務単価及び新技術者単価の運用に係る特例措置の実施及びインフレスライド条項の運用について定めたのでお知らせします。

受注者の皆様には、これら取組の趣旨をご理解いただき、契約金額の変更を行った場合は、下請企業との間で締結している請負契約の金額の見直し等を行い、技能労働者や技術者の賃金水準の引上げ及び法定福利費相当額（事業者負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額での下請契約とされるよう、一層の徹底をお願いします。

【問合せ先】

目黒区総務部契約課契約係

電話 03-5722-9284

I 特例措置の実施について

1 対象工事及び設計委託等

令和6年3月1日以降に契約を締結する工事又は設計委託等のうち、旧労務単価又は旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの。

ただし、変更協議が整う前に支払手続き済みの場合は対象外とする。

2 特例措置の内容

受注者は、工事請負契約条項第54条又は設計等契約条項第48条の規定により、旧労務単価及び旧技術者単価に基づく契約を新労務単価及び旧技術者単価に基づく契約に変更するための契約金額変更の協議を請求することができる。

3 契約金額の変更

$$\boxed{\text{変更後の契約金額}} = \boxed{\text{新労務単価又は新技術者単価、及び当初契約時点の物価により積算された予定価格}} \times \boxed{\text{当初契約の落札率}}$$

4 請求期限

契約金額の変更協議の請求期限は、工期末日又は履行期限の15日前までを原則とする。

II インフレスライド条項の運用について

1 対象工事

令和6年3月1日が工期内にある工事で、かつ、残工期が基準日から2か月以上あるもの。

運用開始日以降に受発注者間で適用対象工事であることを確認の上、工事請負契約条項第25条第6項の規定によりスライド請求することができる。

※基準日：運用開始日以降に、発注者又は受注者が契約金額の変更の協議を請求した日から起算して、14日以内で発注者と受注者が協議して定める日（請求日とすることを基本とする。）

2 スライド額について

スライド額は、当該契約に係る変動額のうち契約金額から基準日における出来高部分に相応する契約金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。